

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池差止請求事件

原告 高橋 靖昌 外46名

被告 東京都

平成31年3月15日

(次回期日3月18日)

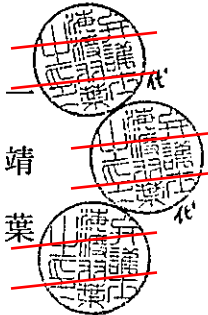
準備書面(4)

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

原告ら代理人弁護士 海 渡 雄

同 弁護士 只 野 靖

同 弁護士 海 渡 双 葉



原告らは、原告の主張の補充をすると共に、被告に対して、平成30年11月19日付け被告準備書面(1)及び平成31年1月17日付け被告準備書面(3)に関して、以下のとおり認否反論する。なお、略語等は従前の例による。

第1章 境川金森調節池は必要性及び公共性が欠如しており、建設工事終了後も、

原告らの人格権を侵害する(原告の主張の補充)

1 はじめに

原告らは、訴状第4において、

- (1) 境川の河川構造や流域状況からして、洪水被害は限定的であること
- (2) 他に有効な代替手段があること
- (3) 地域住民の安全を守るための工事でも、地域住民の合意のもとに進めなければならぬこと

をあげて、境川金森調節池には、必要性及び公共性が欠如していることを主張した。

さらに、訴状第5において、境川金森調節池の建設工事によって、原告ら周辺住民には、生命、身体、環境の安全性が害されるおそれがあることを主張した。

ところで、被告は、「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と主張する（被告準備書面（1）12頁）。

しかしながら、この計画では、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する。すなわち、この場合、境川金森調節池が設置されることによって（正確には、境川金森調節池が設置され、上流部の河床掘削がされることによって）、原告らの水害の危険性が、現在よりも増大する結果を招く。

したがって、境川金森調節池は、その必要性及び公共性の欠如（訴状第4）が無いことはますます明白であるとともに、境川金森調節池は、その建設工事中に原告らの人格権を侵害するだけでなく（訴状第5）、建設工事終了後も、原告らの水害の危険性を増大させ、原告らの人格権を侵害するものとなる。

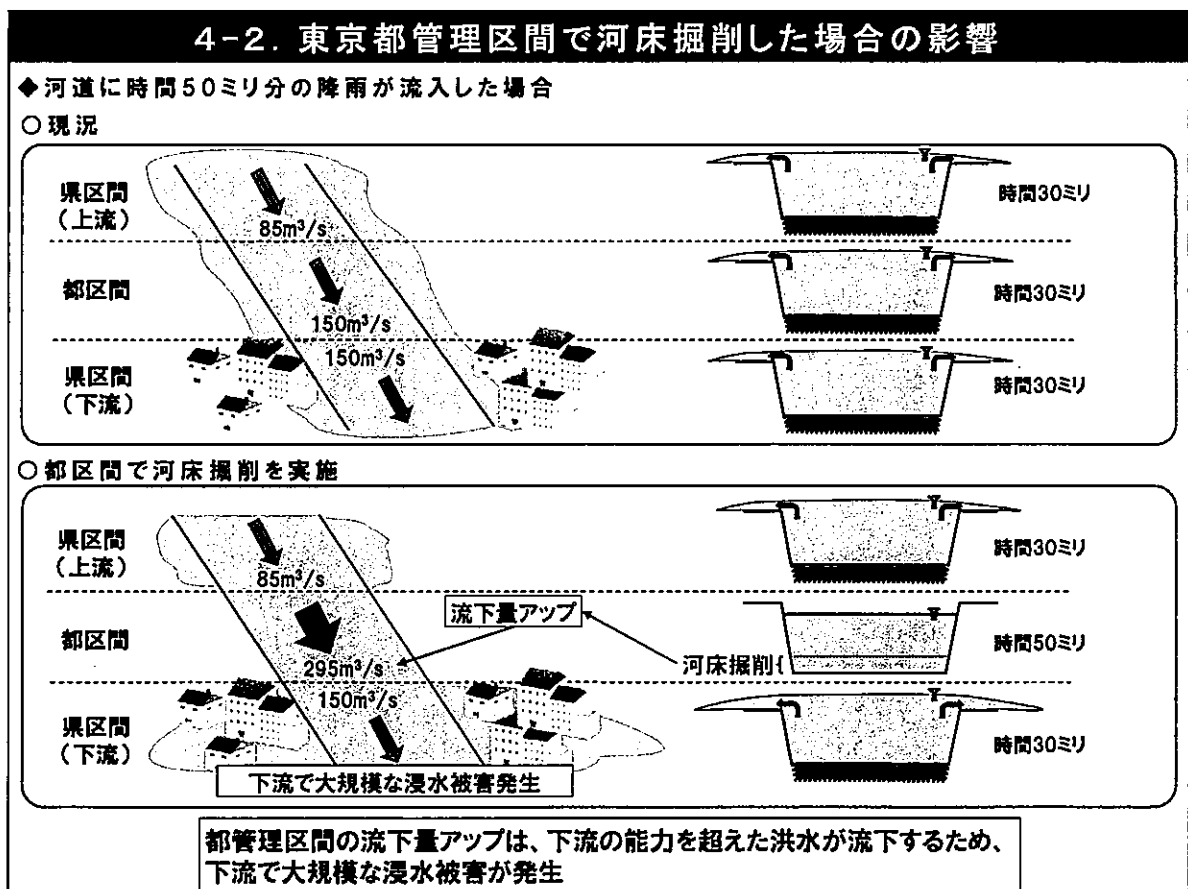
以下、詳述する。

2 河川の流下能力を向上させる河床掘削は下流から行うことが大原則であること

- (1) 河床掘削は、河道の断面積を増加させることにより、河川の流下能力を向上させる工事である。河床を掘削し、河川の流下能力を向上させれば、より多くの洪水を下流に流下させることができることになるから、河床掘削を行った周辺地域の治水安全度は向上する。
- (2) ここで、河床掘削を、河川の上流部で行い、その下流部では行わないという場合には、下流部では、上流部の河床掘削を実施する前よりも、より多くの洪

水が押し寄せることになり、下流部ではその洪水を流下させることができず、その結果、水害の危険性は、工事前よりも増加することになってしまう。被告自身、「被告管理区間」では「時間雨量50ミリ（年超過確率1/6.3）対応による改修工事が実施されてきており、現在の護岸整備率は98%（平成27年度末（略））となっている一方で」「下流の神奈川県管理区間は未整備区間が多く残っているため、流下能力は時間雨量30ミリ対応程度に止まっている」「この状態で、被告管理区間における整備実施相当の流下量をそのまま神奈川県管理区間に流下させれば、下流の神奈川県管理区間において浸水被害が発生することは明らかである」（被告準備書面（1）3頁）と述べているが、これは、まさに上記の趣旨を言うものである。

（甲9の2 4-2）。



- (3) それでは、反対に、下流部の流下能力を向上させる一方で、上流部をそのままにした場合はどうか。この場合は、河床掘削を行った下流部の周辺地域の治水安全度は向上するが、上流部はそのままであるので、上流部の治水安全度は変化しない。
- (4) ある箇所では事業を行うことにより、その周辺の治水安全度が向上するとしても、同時に他の箇所に不利益を生じさせる場合は、そのような事業は行ってはならない。河川の流下能力を向上させる河床掘削は、下流から順に行うこと、これが、河川整備の大原則である。
- (5) 東京都が作成した「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」（甲2）でも、「通常、河川整備は下流から順に河道を拡幅もしくは掘削することで、所要の治水安全度を確保するのが原則である」（38頁）とあるのは、この趣旨を述べるものである。
- (6) 本件の境川では、上流部を東京都が、下流部を神奈川県が、それぞれ管理しているところ（東京都管理区間のさらに上流部は神奈川県管理区間となるが、本件との関連性は低いので、このように区分けした）、河床掘削を下流から行うべきことは、境川でも同じである。

3 被告の計画とその問題点

- (1) 被告は、本件調節池の整備効果について、以下のとおり主張する（被告準備書面（1）11頁～12頁、同（2）18頁）。
 - ア 本件調節池によって、調整池より下流に流下する流水をあらかじめ取水することで、下流に流下する流量が減少し、神奈川県管理区間の整備が完了しない段階でも、本件調整池より下流の都管理区間の治水安全度が向上する（これを、被告は「下流に対する整備効果」という）。
 - イ 本件調節池で流水を取り込むことで、上流部から現状より多くの流水を流すこ

とも可能となるから、調節池を担保として調節池から上流に向けた河床掘削が一部可能となり、調節池よりも上流の流下能力の向上により、上流区域の治水安全度も向上することができる（これを、被告は「上流に対する整備効果」という）。

(2) 被告が主張する、ア下流に対する整備効果については、そのとおり全く正しい。

しかし、イ上流に対する整備効果については、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水になるまで、においては正しいが、その容量が満水となった以降は、治水安全度はむしろ低下する。

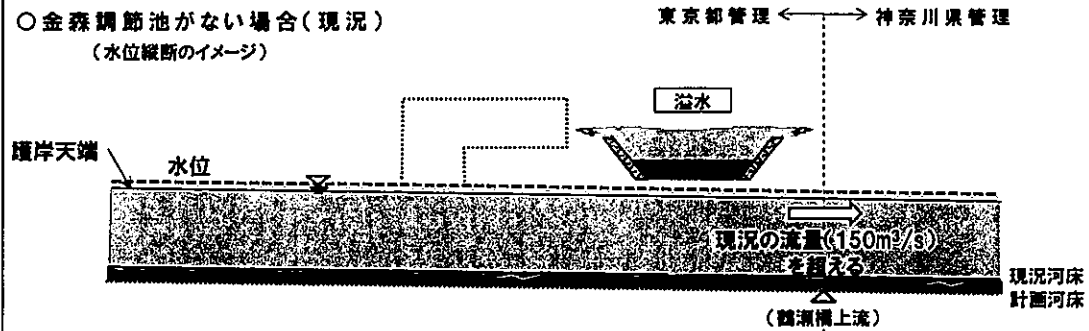
すなわち、イ上流に対する整備効果は、本件調節池そのものの機能ではなく、調節池から上流に向けた河床掘削を行い、流下能力を向上させることによって生ずるものである。

なるほど、調節池から上流に向けた河床掘削を行った場合には、その周辺の地域の治水安全度は向上する。しかしながら、河床掘削を行った区域の下流側の流下能力は従前と変わらずそのままなのであるから、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加してしまうのである（甲9の2 4-3、参考資料2）。

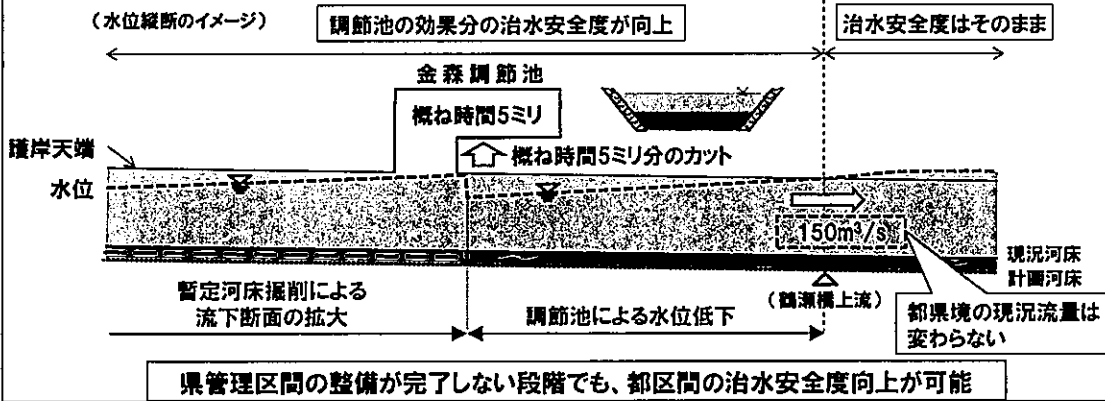
4-3. 当面の金森調節池の効果

◆河道に概ね時間35ミリ分の降雨が流入した場合

○金森調節池がない場合(現況)
(水位縦断のイメージ)

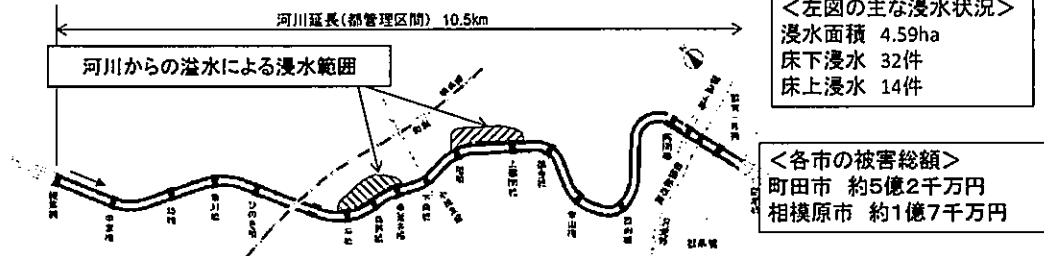


○金森調節池がある場合
(水位縦断のイメージ)

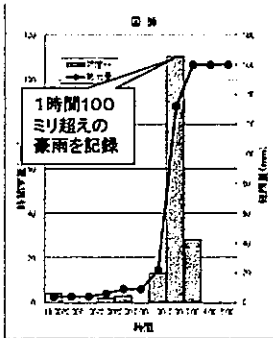


(参考資料2) 平成20年8月末豪雨における水害状況

○平成20年8月末豪雨(8月28日)



雨量グラフ(町田市図録 H20.6.28) 参考



<森野橋上流>



<上鶴間橋下流>



- (3) もちろん、本件調節池が、河道の流下能力を超える洪水を、すべて貯留できるような大きな施設であれば、話は別である。しかしながら、本件調節池の大きさは、わずかに15万m³にすぎず、調節池は洪水のピークカットをするにすぎず、河道の流下能力を超える洪水を、すべて貯留できるような施設ではない。
- (4) そして、現況の被告管理区間の流下能力は、神奈川県管理区間にあわせて、時間雨量30ミリ対応程度に止まっており、その一方で、被告は、近年「1時間あたり50ミリを超える降雨が増加している」というのであるから、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水になる事態は、まさに頻発する。
- (5) そして、この場合、河床掘削を行った区域の下流側の水害の危険性は、調節池から上流に向けた河床掘削の範囲や程度が大きければ大きいほど、増加する。しかし、被告は、河床掘削の計画について、その場所の範囲も掘削の程度も、全く明らかにしておらず、住民らにも何の説明も行っていない。
- (6) 被告は、本件調節池の効果として、「(神奈川県)管理区間の整備が完了しない段階でも、都区間の治水安全度向上が可能」として、「ア下流水位が護岸を超えて溢れないよう洪水を貯留(下流に対する整備効果)」と、「イ調節池を担保として上流の暫定河床の掘削が可能(上流に対する整備効果)」が、無条件で併存・両立するかのごとく主張している。しかし、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、河床掘削を行った区域の下流側においては、従前よりも水害の危険性が増加することについて、全く説明していない。この点で、被告の説明には、計画の核心部分において、ごまかしともいえるべき重大な欠落がある。

4 小括

以上のとおり、境川金森調節池は、その必要性及び公共性の欠如(訴状第4)が無いことはますます明白であるとともに、境川金森調節池は、その建設工事中に原

告らの人格権を侵害するだけでなく（訴状第5）、建設工事終了後も、原告らの水害の危険性を増大させ、原告らの人格権を侵害するものとなるから、差し止められなければならない。

第2章 被告準備書面（1）に対する個別の認否・反論

第1 「第1 計画及び必要性について」について

1 「始めに一境川の現状と本件調節池の必要性」について

(1) 「(1)」について

おおむね認める。

(2) 「(2)」について

おおむね認める。

(3) 「(3)」について

被告引用の各証拠に被告引用の記述があることは認め、調節池を整備する必要性があるとの主張については、争う。

被告は、「境川においては、河道整備に先行して、（略）、時間雨量65ミリ対応の調整池を整備することにより、下流神奈川県管理区間の安全度を変えることなく、被告管理区間の治水安全度を早期に向上させることが可能であり、非常に有効である」と主張する。

しかしながら、本件調節池を整備しても、治水安全度の向上は極めて限定的であり、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、境川金森調節池周辺の洪水安全度は、むしろ低下する。

(4) 「(4)」について

一般論としては、おおむね認める。

2 「2 境川の河川管理者」について

おおむね認める。

3 「3 境川整備に関する諸計画」について

被告引用の各書証に、被告引用の記載があることは認め、「河道に先行して時間50ミリを超える降雨に対する貯留施設（調節池）を整備する」必要性が

あるとの主張については、争う。

4 「4 境川における最近の水害」について

(1) 「(1) 被告管理区間における最近の水害」について

ア 「ア」について

被告引用の各書証に、被告引用の記載があることは認める。しかしながら、境川水系における浸水被害は、極めて限定的である（乙6）。

被告は、平成20年8月豪雨によって、「4.59haが浸水し（床下浸水32件、床上浸水14件）」としているが（乙5、99頁「一般資産被害調書（2/2）の「境川」の項」）、境川の10地区における地区ごとの原因は、「内水」が5地区、「内水・溢水」が5地区であり、溢水のみが原因とされている地区はない。

また、被告は、平成20年8月豪雨によって、「町田市及び相模原市で約6億9千万円の損害が生じた」としているが、これらの金額については、「平成20年における水害記録」（乙5）には記載は無く、他の立証もなされていない。

イ 「イ」について

おおむね認める。ただし、平成26年10月6日の台風18号による水害被害は無い。

ウ 「ウ」について

おおむね認める。ただし、平成28年8月22日の台風9号による水害被害は、床下浸水1件、床上浸水1以外には無く、また、これらの浸水の原因は内水による被害である。

エ 「エ」について

おおむね認める。ただし、平成29年10月23日の台風21号による水害被害は無い。

オ 「オ」について

認める。

(2) 「(2) 神奈川県管理区間における最近の水害」について

おおむね認める。

5 「5 本件調節池の整備効果」について

(1) 「(1) 調節池の機能」について

第1段落及び第2段落は、一般論として認める。

第3段落は、不正確であり、否認ないし争う。被告の主張は、将来の計画上の計算であり、現状の状態を示すものでは無い。

(2) 「(2) 下流に対する整備効果と上流に対する整備効果」について

ア 「ア下流水位が護岸を超えて溢れないよう洪水を貯留（下流に対する整備効果）」について

一般論としては認める。

ただし、この効果は、調整池より上流から流下する流量に変化が無い、という前提での話である。調整池より上流から流下する流量が、上流の河床を掘削するなどして増加する場合には、調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、調節池周辺及びその下流の洪水安全度は、むしろ低下する。

イ 「イ調節池を担保として上流の暫定河床の掘削が可能（上流に対する整備効果）」について

一般論としては認める。

ただし、この効果は、調節池そのものの機能ではなく、調節池から上流に向けた河床掘削を行い、流下能力を向上させることによって生ずるものである。そして、調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、調節池周辺及びその下流の洪水安全度は、むしろ低下する。

(3) 「(3)」について

不正確であり、否認する。

被告は、「ア下流水位が護岸を超えて溢れないよう洪水を貯留（下流に対する整備効果）」と、「イ調節池を担保として上流の暫定河床の掘削が可能（上流に対する整備効果）」が、併存・両立するかのごとく主張しているが、両者は、必ずしも、併存・両立するとは限らない。

- 6 「6 他の河川整備との関係」について
一般論としては認める。

第2 「第2 工事実施と周辺対策」について

- 1 「1 施設概要」について
おおむね認める。

- 2 「2 工事概要」について
おおむね認める。

3 「3 周辺への影響及び対策」

- (1) 「(1) 全体の工期について」について

ア 「ア」について
おおむね認める。

イ 「イ」について
おおむね認める。

ウ 「ウ」について

本件工事が当初は分割施工が予定されていたこと、被告が一括施工に変更したこと、この変更により工期が約1年半短縮されるがスポーツ広場は工期中全部が利用できなくなったことは認め、その余は不正確であり、否認する。

「平成27年9月の説明会において、工事期間が長く、周辺環境へ影響が長期化する事を懸念する意見」があったことは事実であるが、一括施工すべきという意見が多かったという事実はない（甲4の2）。

被告も、回答で「一部供用開始による治水効果の早期発見や、工事中の広場一部利用が可能なことから、分割施工としました。」としており（甲4の2）、工事中に広場が一部利用し続けられる分割施工の方が、一括施工よりも、近隣住民にとって負担が幾分か軽いものであった。特に、一括施工による工期短縮は、わずか約1年半に過ぎないため、スポーツ広場が全部が利用できない期間は長いのであり、近隣住民の負担は増大したものと言える。

(2) 「(2) 工事車両の通行ルートについて」について

ア 「ア工事用車両の通行ルート」について

被告の計画内容については認める。

イ 「イ調節池－土工（掘削工）における土砂搬出ルートの変更について」について

おおむね認める。

しかし、被告は「調節池－土木（掘削工）における土砂搬出に伴う工事車両（ダンプトラック）のルート①及びルート②の走行は原則としてなくなった」と主張するが、甲7の1・図15から明らかなように、パイプコンベアの設置が完了するのは工期3年目になってからであり、それまでは、10tダンプトラック（約25台/日）、セメント運搬車（約5台/日）、10tダンプトラック（最大約100台/日）が走行することが予定されているほか、工期5年目以降に予定されているコンクリートミキサー車（最大約80台/日）、10tダンプトラック（約10台/日）、コンクリートミキサー車（約5台/日）は、引き続きルート①及びルート②を走行するものとされている。

そこで、被告に対して、以下の点につき釈明を求める。

(i) 甲7の1・図15によると、パイプコンベアの設置が完了するのは工期

3年目になってからと見込まれているが、本件計画はそのような内容となっているということで間違いないか。

(ii) 仮にそうだとすると、パイプコンベアの設置が完了する前に本体工事を開始することとなるが、被告は、パイプコンベアの設置を待たずに本体工事を開始することによる周辺住民への負担は考慮しなかったのか。

(iii) コンクリートミキサー車で生コンを運搬するのではなく、コンクリート原料をルート③のパイプコンベアで運搬し、現場でミキシングするという方法も考えられるところであるが、被告は、このような方法を検討・考慮しなかったのか。

(3) 「(3) 工事車両走行にともなう危険（交通事故）」について
被告の計画内容については認める。

ただし、被告の計画通り、工事車両走行にともなう危険（交通事故）が回避できるかどうかについては否認ないし争う。

(4) 「(4) 騒音・振動」について

被告の計画内容については認める。ただし、被告の計画通り、騒音・振動を回避できるかどうかについては否認ないし争う。

被告に対して、以下の点につき釈明を求める。

(i) 被告は、工事に当たって、騒音規制法の基準値の遵守はもとより、環境基本法の基準値を目標として騒音を極力抑えると主張しているが、使用を予定している建設機械等を明らかにされたい。

(ii) 被告は、本件工事により、工事現場の騒音レベルがどの程度になるものと予測して上記主張をしているのか。資料と共に明らかにされたい。

(iii) 被告は、大型工事車両の通行により、どの程度の騒音レベルになるものと予測して上記主張をしているのか。資料と共に明らかにされたい。

(5) 「(5) 地下水への影響」について

被告の計画内容については認める。ただし、被告の計画通り、地下水への影

響を回避できるかどうかについては否認ないし争う。

被告に対して、以下の点につき釈明を求める。

(i) 平成26年度に実施したという地質調査の結果を、証拠として提出されたい。

(ii) 平成27年度から実施しているという地下水調査の結果を、証拠として提出されたい。

(6) 「(6スポーツ広場の利用への影響)」について

ア 「ア」について

否認ないし争う。近隣小中学校の学校開放制度は、学校が使用していないときに開放しているに過ぎず、平日の日中は利用できない上、土日も、学校が使用している場合には利用ができないため、西田スポーツ広場の代替にはならない。

イ 「イ」について

一括施工に変更した結果、少なくとも工事期間中の約8年間は西田スポーツ広場を利用できなくなることは認め、被告が所有者や地元自治体などと調整を重ねてきたという点は不知。その余は否認ないし争う。

まず、被告と相模原市との協議では、何の成果も得られていない(乙12の1~4)。

東京女学館大学跡地グラウンドは、その期間は平成30年8月上旬から1年半に限られており、また、面積が狭く、低いフェンスがあるのみであるため、野球をすることは困難であり、他の球技についても試合は困難であるのため、西田スポーツ広場の代替にはならない。しかも、予約が埋まっていて予約を取ることが困難である。

また、鶴間公園の多目的広場・スポーツエリアは、そもそも完成しておらず、利用の可否は不透明であるのため、西田スポーツ広場の代替にはならない。

ウ 「ウ」について

認否の限りでない。

第3章 被告準備書面（3）に対する個別の認否・反論

第1 「第2 本件差止請求について」について

1 「1」について

おおむね認める。

2 「2」について

一般論として、おおむね認める。

3 「3」について

被告が引用する最判の内容については、おおむね認める。なお、被告も引用しているように、平成7年差止最判は、「差止請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素は、周辺住民から損害の賠償が求められた場合に賠償請求を認容すべき違法性があるかどうかを判断するにつき考慮すべき要素とほぼ共通する」のであり、原告が挙げた要素を考慮すべきものとされているものである。

第2 「第3 原告らの差止請求にかかる法的根拠について」について

1 「1 西田スポーツ広場（以下「本件広場」という。）を使用するこぼと保育園、スポーツ団体、町内会の利用関係について」について

(1) 「(1)」について

おおむね認める。

(2) 「(2)」

第1段落について、否認する。本件運営委員会は、町田市から借り受けた本件広場を、日時、場所を振り分けて、無償で各団体に利用させていたものであり、これは転貸借ではなく、施設利用に関する非典型契約（以下「施設利用契約」という。）である。本件運営委員会は、貸主である町田市に対して、スポ

一ツ広場利用団体を定期的に報告しており（甲19～21）、施設利用団体を管理することを前提としていたのであって、本件運営委員会と施設利用団体との施設利用契約を、本件土地使用貸借契約書5条で禁止されている転貸借とされる謂れはない。

2 「2 こばと保育園関係（原告目録番号43）」について

(1) 「(1) 原告鈴木雅人の主張」について

原告主張の引用であるので、認否の要を認めない。

(2) 「(2)」について

否認ないし争う。こばと保育園の経営上の影響は、飛翔会のみならず、飛翔会を代表する理事長としての立場にある原告鈴木にも直接影響を及ぼす問題である。

基本契約が期間満了によって終了したことは認めるが、本件工事がなければ又は当初の計画のとおり分割施工であれば、当然、更新されていたものであった。

(3) 「(3)」

ア 「ア 上記①（園庭面積不足による認可取消、補助金削減のおそれ）について」について

第1段落について、認める。

第2段落について、児童福祉法の規定内容については認め、その余は争う。こばと保育園は、元々、園庭の面積が不足しているのであるから、改善勧告または改善命令（同法46条3項）となっても、面積拡張は不可能であり、改善命令に従わないものとして認可が取り消されることになる（同法58条1項）。

第3段落について、こばと保育園について改善勧告等を受けた事実はないことは認め、その余は否認ないし争う。上記のとおり、遅かれ早かれ改善勧告等となることは予想され、面積拡張が不可能である以上、改善命令に従わないも

のとして認可が取り消されることになる。

被告に対して、以下の点につき釈明を求める。

(i) 認可権者は、他ならぬ被告の都知事である。被告自身が、原告鈴木が主張する保育園認可取消、補助金削減の蓋然性はないと主張しているのであるから、こぼと保育園が面積不足のままでも、改善勧告等を行わないと保障したと理解してよいのか、明らかにされたい。

イ 「イ 上記②（園庭代替地の喪失による保育等への具体的影響）」について否認ないし争う。

ウ 「ウ 上記③（工事騒音・振動による保育への影響）及び④（交通事故の危険）」について否認ないし争う。

3 「3 本件各スポーツ団体及び西田町内会関係（原告目録番号3、44、45、47）」について

(1) 「(1)」について

基本契約が期間満了によって終了したことは認めるが、本件工事がなければ又は当初の計画のとおり分割施工であれば、当然、更新されていたものであった。

(2) 「(2)」について

原告佐藤、根本、伊地が本件各スポーツ団体の代表者であり、原告吉次が本件運営委員会委員長であることは認め、その余は否認ないし争う。

(3) 「(3)」について

被告が所有者らと調整を重ねてきたという点は不知。その余は否認ないし争う。

先述のとおり、被告と相模原市との協議では、何の成果も得られていない（乙12の1～4）。東京女学館大学跡地グラウンドは、その期間は平成30年8

月上旬から1年半に限られており、また、面積が狭く、低いフェンスがあるのみであるため、野球をすることは困難であり、他の球技についても試合は困難であるため、西田スポーツ広場の代替にはならない。しかも、予約が埋まっ
ていて予約を取ることが困難である。また、鶴間公園の多目的広場・スポーツ
エリアは、そもそも完成しておらず、利用の可否は不透明であるため、西田
スポーツ広場の代替にはならない。

(4) 「(4)」について

公的施設の更新に伴い一定期間利用できない状況が生じること、西田スポー
ツ広場は(事実上)廃止されるというものではなく、本件調節池整備後はその
上部を新たな施設として整備される予定であることは認め、その余は争う。

本件工事の工期は、約8年もの長きにわたるものであり、しかも、一括施工
に変更したため工期中は全く利用できないものであって、周辺住民にとっての
負担は重いものである。

4 「4 近隣居住者関係(原告目録番号1、2、4ないし30、32ないし4
1)」について

(1) 「(1)原告らの主張する被侵害利益について」について

第1段落については、原告主張の引用であるので認否の要を認めない。

第2段落について、否認ないし争う。

(2) 「(2)工事車両の走行に伴う交通事故で生命・身体を侵害されるおそれ(上
記①)」について

ア 「ア」について

争う。

イ 「イ」について

第1段落について、認める。

第2～5段落について、不知。評価は争う。ルート①及びルート②には、時

期によっては10tダンプトラックが最大約100台/日で走行することも予定されているのであり、そのために交通誘導員を配置せざるを得ないのである。仮に本件工事がなく、工事車両の走行がなければ、このような交通誘導員は不要であった。

また、本件工事により、これまでの交通秩序が破壊され、裏道に入る車も増えるという面でも、交通事故が惹起されるおそれは高まる。

被告の「交通誘導員が配置されていない道路より安全性が向上する」との主張は、自ら交通事故の危険性を増大させる工事の実施を強行しようとしながら、その交通事故の危険性を多少なりとも緩和させるために導入した交通誘導員によって、安全だと強弁しているものに過ぎず、失当である。

第6段落について、争う。

(3) 「(3) 工事車両の走行による騒音振動等で日常生活の平穩が害されるおそれ(2)」について

ア 「ア」について

争う。

イ 「イ」について

工事車両が間欠的に走行すること、現時点で工事車両ルートに車道舗装工事が着手できていないことは認め、その余は否認ないし争う。ルート①及びルート②は、被告主張のコンクリートミキサー車のほかにも、パイプコンベアの設置が完了するまでは、10tダンプトラックが最大約100台/日で走行することが予定されている(甲7の1・図15)。

ウ 「ウ」について

争う。

(4) 「(4) 本件調節池建設工事そのものから生じる騒音・振動により日常生活の平穩を害されるおそれ(3)」について

ア 「ア」について

争う。

イ 「イ」について

争う。上記の第1の2(3)エのとおり、釈明を求める。

ウ 「ウ」について

否認ないし争う。原告らは、本件調節池予定地と隣接して居住する者を含め、いずれも近隣に居住しているのであって、工事の騒音・振動の影響を直接受ける距離である。

(5) 「(5)」について

争う。

5 「5 営農者関係(原告目録番号32)」について

(1) 「(1)」について

第1段落について、原告主張の引用のため認否の要を認めない。

第2段落について、認める。

(2) 「(2)」について

争う。実際に営農をしている者こそが、営農に係る権利を有する者である。

なお、第2次提訴で、本件土地の所有者も原告に加わることを付言しておく。

(3) 「(3)」について

争う。上記の第1の2(3)オのとおり、釈明を求める。

(4) 「(4)」について

争う。被告は、水枯れが発生した場合は、一般的に、既設井戸の掘り下げ、又は新規の井戸掘削等に要する工事費用を負担することで補償を行うと主張する。しかし、工事によって水枯れが発生し、既設井戸の掘り下げ、又は新規の井戸掘削によっても水枯れが解消しなかった場合には、もはや原状回復は困難である。

第3 「第4 差止請求に係る違法性について（本件調節池の公共性ないし公益上の必要性）」について

1 「1原告らの認識の誤りについて」について

否認ないし争う。

本件調節池整備には高度の公共性ないし公益上の必要性は無い。

2 「2境川における水害の危険性（水害対策の必要性）」について

(1) 「(1)」について

被告は、「境川であっても過去幾度となく水害が発生している（甲1・13頁～14頁）と主張する。しかしながら、これらは、一部を除き、すべて神奈川県が管理する下流部分で発生したものである（被告答弁書5頁でも、認めている）。

被告は、「平成20年度以降についても、（略）、平成20年、平成26年、平成28年、平成29年と水害ないしその直前の状況が出現している」と主張する。しかしながら、このうち、平成26年及び平成29年は、水害被害は無い。また、平成28年は、床下浸水1件、床上浸水1以外には無く、また、これらの浸水の原因は内水による被害である。これに対して、平成20年は、「4.59haが浸水し（床下浸水32件、床上浸水14件）」とされているが（乙5、99頁「一般資産被害調書（2/2）の「境川」の項」）、境川の10地区における地区ごとの原因は、「内水」が5地区、「内水・溢水」が5地区であり、溢水のみが原因とされている地区はない。また、平成20年は、「町田市及び相模原市で約6億9千万円の損害が生じた」とされているが、これらの金額については、「平成20年における水害記録」（乙5）には記載は無く、他の立証もなされていない。

なお、ここで原告がいう、大規模な水害とは、人命に関わるようなものや、堤防が決壊することによってごく短時間で一気に浸水するようなことを指して

いる。

本件周辺区域では、人命に関わるような水害被害は無い。また、本件周辺区域は、「堀込構造」であり、「築堤構造」では無い（被告答弁書8頁でも、認めている）。したがって、本件周辺区域では、堤防が決壊することによってごく短時間で一気に浸水するような事態は、そもそも生じようがない。

(2) 「(2)」について

第1段落は、一般論として認める。ただし、境川周辺では、たとえば、平成28年8月22日の台風9号では、鶴間観測所で時間雨量51ミリを観測したが、水害被害は、床下浸水1件、床上浸水1件以外には無かった。また、平成20年8月末豪雨では、函師観測所で時間雨量115ミリを観測したが、水害被害は、床下浸水32件、床上浸水14件にとどまっている。

第2段落は、一般論として認める。ただし、避難が間に合わなかった事例は、「築堤構造」において、堤防が決壊することによってごく短時間で一気に浸水するような事態であって、「堀込構造」では、その危険性の程度は全く異なる。

第3段落は、一般論として認める。

3 「3本件調節池の機能（手段としての相当性）」について

(1) 「(1)」について

否認する。

治水の基本は、流下能力の確保にある。そして、「通常、河川整備は下流から順に河道を拡幅もしくは掘削することで、所要の治水安全度を確保するのが原則である」（甲2「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」38頁）。

境川においても、この原則は変わらない。境川における治水安全度は、下流の神奈川県管理区間において、現状では時間雨量30ミリ対応程度とされている。

る流下能力を、河道の拡幅もしくは掘削によって向上して実現するのが原則であり、それ以外の方法は、代替にはならない。

(2) 「(2)」について

第1段落の第1文、第2文はおおむね認める。第3文は否認する。「下流の神奈川県管理区間でネック区間の解消等を含め時間雨量概ね60ミリの降雨に対応できる状態になるまでには、30年程度を要する見込みである」との点は、何ら検証されていない。

第2段落は、争う。

(3) 「(3)」について

一般論としては認める。

4 「4境川流域住民の諸利害等について（公共性）」について

(1) 「(1)」について

第1段落第1文は、不正確であり否認する。被告は、「本件調節池によって、原告らの居住する本件調節池直近の下流域は、溢水による水害に対する安全性が高まる」「それよりも下流の被告管理区間においても、水害に対する安全性が向上する」と主張する。しかしながら、それは、調整池より上流から流下する流量に変化が無い、という前提での話である。調整池より上流から流下する流量が、上流の河床を掘削するなどして増加する場合には、調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、調節池周辺及びその下流の洪水安全度は、むしろ低下する。

第1段落第2文は、不正確であり否認する。被告は、「本件調節池を担保として上流部の河床掘削が一部可能となり、上流における流下能力が増すことから、上流区域においても、水害に対する安全性が向上する」と主張する。ただし、この効果は、調節池そのものの機能ではなく、調節池から上流に向けた河床掘削を行い、流下能力を向上させることによって生ずるものである。そして

、調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、調節池周辺及びその下流の洪水安全度は、むしろ低下する。

被告は、「ア下流水位が護岸を超えて溢れないよう洪水を貯留（下流に対する整備効果）」と、「イ調節池を担保として上流の暫定河床の掘削が可能（上流に対する整備効果）」が、併存・両立するかのごとく主張しているが、両者は、必ずしも、併存・両立するとは限らない。

第2段落は、否認する。

(2) 「(2)」について

一般論としては認める。ただし、本件調節池整備に伴う負担は、もっぱら西田スポーツ広場の周辺住民である原告らに科せられている。

また、境川金森調節池の周辺の南地区町内会・自治会連合会は、本件工事に反対していることを付言しておく。

5 「5本件調節池には差止めに係る違法性はないこと」について争う。

第4 「第5 求釈明」への回答

1 「1」について

西田スポーツ広場協定書を、甲26として提出する。

2 「2」について

土地使用貸借契約書（直近のもの）を、甲27として提出する。

3 「3」について

まず、町田市は、町田市保育幼稚園課の鈴木課長を通じて、平成30年7月3日、隣接する河川用地を園庭代替地として、本件保育園に紹介した。

しかし、隣接する河川用地は、西田スポーツ広場と比較して面積が小さく、子どもが走り回れるような広さはない上、アスファルト面で強固であり、西田

スポーツ広場のような土の土地ではないため、保育に適した場所とは言えない。また、本件保育園が西田スポーツ広場で行っていた行事（運動会、夕涼み会、マラソン大会、姉妹園交流等）を行うのに十分な広さがないため、これらの行事は実施できない。さらに、川沿いはサイクリングロードとして地域住民が多数通行していて、隣接する河川用地も一般利用者が多く、園児との混乱も予想される。また、西田スポーツ広場には本件保育園の行事に使用する器具を多数保管してある倉庫が設置してあり、倉庫前まで自動車で乗り入れが出来るため搬入搬出が容易であったが、隣接する河川用地は、原則自動車の乗り入れができないため、倉庫の設置場所としても適当ではない。

そこで、本件保育園で検討した結果、平成30年10月、隣接する河川用地は、園庭代替地として適当ではない旨を電話で回答した。

その後、原告鈴木は、平成30年11月30日、西田金山緑地を園庭代替地としてほしい旨の要望書を、町田市保育幼稚園課の鈴木課長へ提出し、町田市に斡旋を求めた。

しかし、保育幼稚園課鈴木課長から、平成30年12月、上記要望書に応じるのは難しい旨の電話があった。

第4章 求釈明（本文中に記載したものをまとめた）

1 土砂搬出ルート関連

- (i) 甲7の1・図15によると、パイプコンベアの設置が完了するのは工期3年目になってからと見込まれているが、本件計画はそのような内容となっているということで間違いはないか。
- (ii) 仮にそうだとすると、パイプコンベアの設置が完了する前に本体工事を開始することとなるが、被告は、パイプコンベアの設置を待たずに本体工事を開始することによる周辺住民への負担は考慮しなかったのか。
- (iii) コンクリートミキサー車で生コンを運搬するのではなく、コンクリート原料をルート③のパイプコンベアで運搬し、現場でミキシングするという方法も考えられるところであるが、被告は、このような方法を検討・考慮しなかったのか。

2 騒音振動関連

- (i) 被告は、工事に当たって、騒音規制法の基準値の遵守はもとより、環境基本法の基準値を目標として騒音を極力抑えると主張しているが、使用を予定している建設機械等を明らかにされたい。
- (ii) 被告は、本件工事により、工事現場の騒音レベルがどの程度になるものと予測して上記主張をしているのか。資料と共に明らかにされたい。
- (iii) 被告は、大型工事車両の通行により、どの程度の騒音レベルになるものと予測して上記主張をしているのか。資料と共に明らかにされたい。

3 地下水関連

- (i) 平成26年度に実施したという地質調査の結果を、証拠として提出されたい。
- (ii) 平成27年度から実施しているという地下水調査の結果を、証拠として提出されたい。

4 保育園関連

(i) 認可権者は、他ならぬ被告の都知事である。被告自身が、原告鈴木が主張する保育園認可取消、補助金削減の蓋然性はないと主張しているのであるから、こばと保育園が面積不足のままでも、改善勧告等を行わないと保障したと理解してよいのか、明らかにされたい。

以 上